

## 農業者の皆さまへ

### 紀の川市肥料価格高騰対策事業補助金のお知らせ

紀の川市では、肥料の価格高騰に影響を受けている市内の農業者に対して、肥料購入費の一部を助成し、持続可能な農業経営の安定化に向けての支援を図ります。

**対象者** 次の全てを満たす個人又は法人

1. 農業収入のある紀の川市内に住所又は主たる事業所を有する農業者
2. 令和5年1月1日現在において、農産物を生産していること
3. 令和4年中の農産物に係る販売金額が100万円以上であること
4. 令和4年中の農産物の生産に係る肥料費が10万円以上であること
5. 市税の滞納がないこと
6. 今後も紀の川市内で農業を継続する意思があること

ただし、紀の川市商工業者原油価格・物価高騰対策補助金（第2弾）との重複受給はできません。

#### 補助内容

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に購入した農産物の生産に係る肥料費の10分の1以内（上限10万円、1,000円未満は切り捨て）

#### 申請に必要な提出書類

1. 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2. 令和4年中の農産物販売金額及び肥料費がわかる直近の税務申告書の写し
3. 令和4年中に購入した肥料に係る領収書等の写し ※1
4. 誓約書（所定様式）
5. 通帳の写し（申請者名義のもの）

※1 税務申告書「肥料費」の金額に相当する分の提出が必要です。

#### 申請受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年9月29日（金）まで ※期間外は受付できません。

#### 申請方法

所定の様式に必要な書類を添えて、下記提出先に持参又は郵送により提出してください。  
（様式は、紀の川市ホームページからダウンロードできます。）

#### 申請書の提出先・お問い合わせ先

〒649-6492 紀の川市西大井338番地  
紀の川市役所 4階 農業振興課  
TEL 0736-79-3902  
FAX 0736-79-3928